

18 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、小学校における高学年の教科担任制の推進や35人学級の計画的な整備を図るなど、教職員配置のさらなる充実を図ること。また、養護教諭の複数配置の拡大及び中学校の35人学級編制の法制度化について、早期に実現を図ること。
- (2) 学校施設環境改善交付金については、都道府県及び市町村が計画に沿って着実に事業が実施できるよう、財政措置の充実を図るとともに、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う児童生徒の心のケアや家庭環境の支援に適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに係る財政措置を拡充すること。
- (4) 「GIGAスクール構想」に基づいて整備したICT機器等を活用した教育を継続的に推進するための経費について、地方自治体の負担とならないよう、十分な財政支援をすること。特に教員の指導力向上のため、ICT支援員が十分配置できるよう、特段の予算措置を講ずること。また、高等学校の一人一台端末整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

(背景)

- 通級による指導や外国人児童生徒等への日本語指導を行う教員については、基礎定数化することにより2017年度からの10年間で配置が拡充されるとともに、小学校における35人学級が法制度化され2021年度から5年間で計画的に整備されるものの、小学校高学年の教科担任制の推進、いじめ問題への対応、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能の強化、専任の特別支援教育コーディネーターの配置、へき地教育の振興、養護教諭の役割の高まりへの対応、栄養教諭を中核とした食育の推進など課題は多く、学校における働き方改革を推進し、複雑化・困難化する教育課題に対応するためには、教職員定数のさらなる充実が必要である。
- 学校施設環境改善交付金については、非構造部材を含めた学校施設の耐震化や老朽化対策の他、少人数学級の拡充に伴う校舎の改修、特別支援学校の教育環境整備、安全・安心な給食供給のための学校給食施設整備等を着実に実施できるよう、補助単価の引上げや下限額の緩和を図るなど、財政措置の充実が必要である。また、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めていくためには、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 本県では、スクールカウンセラーを全ての中学校に、小学校には4校に一人、県立高等学校及び特別支援学校には拠点校に配置している。また、スクールソーシャルワーカーを県立高等学校及び特別支援学校の拠点校に配置するとともに、市町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置促進を図るための補助制度も実施している。さらに、昨年度から、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童生徒の心のケアや家庭環境の支援など、新たな対応が求められ、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが担う役割は拡大している。より児童生徒や保護者に寄り添う体制整備のために、さらなる配置の拡充を図る必要がある。

- ICTを教育に継続的に活用するためには、端末の維持管理費を始め、地方に多額の負担が生じることから、国による財政支援が必要である。特にICT支援員は教員の活用能力向上に有効であるため、これまで以上に配置を推進すること。さらに、ICTを活用した教育を一貫して展開していくため、小中学校に加え、高等学校を対象とした一人一台端末整備への財政支援の拡充が必要である。

(参 考)

◇ 少人数学級（35人編制）の実施状況【本県】※名古屋市を除いた数値

年 度	実施学年	増加学級数	該当校数	該当市町村数
2019	小学校第1・2学年	505学級	426校	37市12町
2020	中学校第1学年	496学級	432校	37市11町村
2021	小学校第1～3学年 中学校第1学年	660学級	496校	37市12町村

※2011年度から小学校第1学年、2021年度から小学校第2学年の35人学級は法制度化された。

※2021年度（～2020年度）の小学校第3学年（小学校第2学年）及び中学校第1学年の35人学級は、研究指定校として1学級増につき教員1人を加配。

◇ 養護教諭の配置状況（2021年度）

区分（複数配置基準）	全学校数	左記のうち基準を超える学校数
小学校（児童数851人以上の学校）	703校	26校
中学校（生徒数801人以上の学校）	304校	30校

◇ 特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

2021年度建築単価（文部科学省） 199,000円/m²
 本県にしお特別支援学校施工単価 約458,000円/m²

◇ 学校給食施設の建築単価・施工単価の乖離

2020年度建築単価（文部科学省・単独調理場） 236,800円/m²
 本県春日台特別支援学校建築単価（単独調理場） 約515,000円/m²

◇ スクールカウンセラーの配置の推移 ※小中は名古屋市除く、高校・特支は県立
 ※中学校には、義務教育学校を含む

年度	愛知県の状況（補助金ベース）		小 （配置校）	中 （配置校）	高 （配置校）	特支 （配置校）
	交付決定額	不採択額				
2019	222,761千円	0千円	707校 (225校)	306校 (306校)	150校 (54校)	30校 (1校)
2020	205,424千円	24,623千円	702校 (231校)	304校 (304校)	150校 (54校)	30校 (1校)
2021	205,346千円	33,558千円	701校 (239校)	304校 (304校)	149校 (58校)	30校 (2校)

※小・中学校の配置校数には、小中連携校をそれぞれ重複して計上。

◇ スクールソーシャルワーカーの配置及び市町村への支援の推移 ※名古屋市、中核市除く

年度	愛知県の状況（補助金ベース）		県立学校への配置		設置事業費補助金の対象の市町
	交付決定額	不採択額	高	特支	
2019	13,762千円	0千円	6人	1人	20市町39人
2020	17,138千円	0千円	8人	1人	28市町52人
2021	25,338千円	0千円	9人	2人	32市町68人

◇ GIGAスクール構想による端末整備状況

区分	児童生徒数	配備台数
県立高等学校	114,434人	48,000台(2.4人/台)
県立特別支援学校	5,625人	1人1台配備
小中学校	601,575人	1人1台配備

19 就学支援の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、公私格差の是正のため、補助をさらに拡充するとともに、所得判定基準を簡素化すること。
また、事務量が増加していることから、就学支援金支給に要する事務経費を増額するとともに、就学支援金制度の見直しについては、都道府県の意見を聞き、その意見を反映したものとすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。
- (4) 高校生等奨学給付金及び高等教育の修学支援新制度に係る私立専修学校専門課程に対する補助金について、必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (5) 要保護児童生徒に対する就学援助費については、本制度の趣旨に鑑み、都道府県及び市町村に対して必要額全額が交付されるよう、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を講じること。
- (6) 学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。

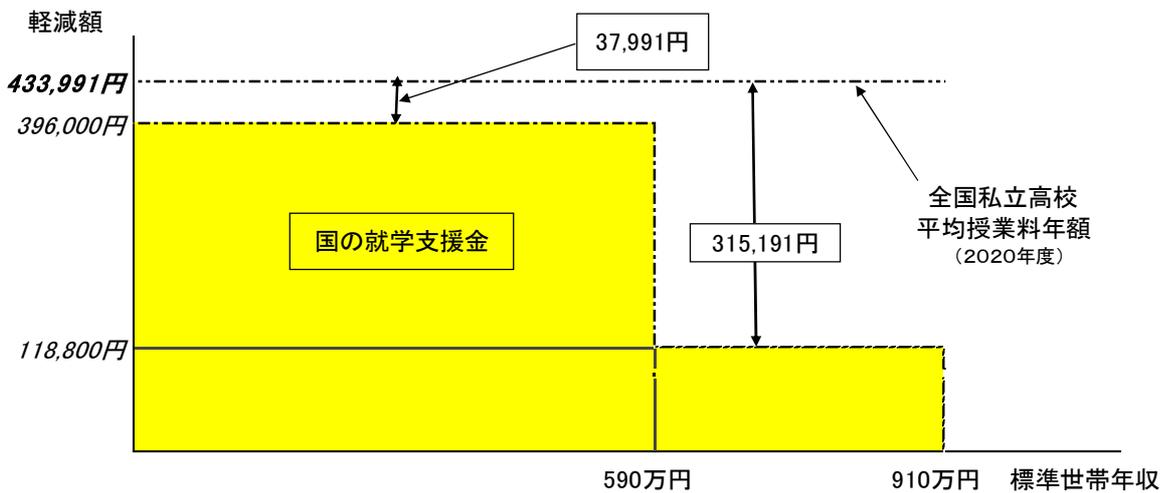
(背景)

- やむを得ない理由により留年した場合も、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れるが、高等学校就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 高等学校等就学支援金により、公立高校では年収910万円未満世帯の授業料無償化が実現しており、私立高等学校等においても、同等の実施が求められている。
- 2020年7月分以降、就学支援金の所得判定基準が「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」に変更されたが、算出方法がきわめて煩雑なため、容易に所得判定基準を算出することができない。
- 就学支援金の所得判定には、マイナンバーを活用することとなったが、マイナンバーの提出がない場合、所得証明書で判定せざるを得ないため、事務量が増加している。

- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、類似する高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっており、申請手続き等が煩雑になっている。
- 高等学校等就学支援金制度については事務経費の財政措置があるが、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度の事務経費については財政措置がない。
- 就学援助費は、市町村が国庫補助金を財源の一部として、経済的理由により子どもたちの教育を受ける機会が妨げられることがないように必要な給付を行うものである。今後も引き続き、都道府県及び市町村の財政負担が増すことがないように、国において確実に予算を確保する必要がある。
- 学校給食における地場産物の活用については価格が高く、安定しないなどの課題があることから、保護者へ負担を転嫁させることがないように、財政措置を講じる必要がある。

(参 考)

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度



20 女性の活躍促進について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力的に推進すること。
- (2) 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務対象が拡大されることを踏まえ、中小企業について、女性の活躍に向けた取組が促進されるよう、効果的な施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充や、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

(背景)

- 本県企業の99.7%を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高く((参考)参照)、依然として、女性が十分に活躍できていない状況にあることから、企業経営者を始め、社会全体の理解増進が必要であるため、効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力的に推進し、気運の醸成を図ることが必要である。
- 「女性活躍推進法」の一部改正により、2022年4月から、一般事業主行動計画の策定義務対象が、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されるが、中小企業の具体的な取組を後押しする、更なる効果的な施策の実施や充実が必要である。

- 本県では、これまで「地域女性活躍推進交付金」を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催、「あいち女性輝きカンパニー」（女性活躍企業）の認証制度の創設、企業・団体と連携した中小企業等の取組促進、女性の活躍企業や女性管理職の魅力発信及び女性の活躍実態調査等の事業を実施してきた。



2021年度は、就職前の早い段階から固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリアプランの育成を図るため、中学校・高等学校の生徒や女子大学生等に対して出前講座を実施するほか、モノづくり企業における女性管理職登用に向けて、調査・研究を行い、効果的な手法や好事例について県内企業に向けた情報発信を行う事業を実施している。

今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金を継続することはもとより、交付金の増額、交付率の引上げが必要である。加えて、事業の効果検証には複数年を要することから、複数年度にわたって継続的に実施できるように事業実施期間の幅を広げるなど、支援内容の拡充が必要である。

- 我が国では、製造業の専門・技術職に占める女性比率は10.6%（平成27年国勢調査）、大学における女子学生の割合が、理学27.8%、工学15.7%（文部科学省「令和2年度学校基本調査」）と低い現状にある。

こうした中、本県では従来から、女子中高生による大学や企業への訪問、取材及び取材結果の情報発信を行ってきた。今年度は女子の進路選択において、理系分野への興味・関心を抱くきっかけづくりを行っているところである。

経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。

（参考）

「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」結果（2019年7～8月調査）
～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～



※愛知県内に本社のある企業を対象（無作為抽出）に郵送調査を実施（有効回答数 1,707 件）。

2 1 子育て支援施策の充実について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、必要な地方財源を引き続き確保するとともに、無償化に伴い保育需要の増大が見込まれることから、待機児童解消に向けた保育所を始めとする保育の受け皿の整備に対し、引き続き十分な財政措置を講ずること。
- (2) 保育人材の確保については、依然として深刻な保育士不足の状況が続いていることを踏まえ、全産業労働者との賃金格差を踏まえた保育士の更なる処遇改善や、保育人材の育成・確保のための支援措置を拡充すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向け、早期に1兆円超の恒久的な財源を確保するとともに、本県が独自に進めている低年齢児の年度途中の保育需要の増加に対応した職員の加配についても、新制度の対象とすること。

(背景)

- 幼児教育・保育の無償化に係る費用については、原則として国が2分の1、県・市町村が各4分の1を負担することとされ、初年度の2019年度は地方消費税収の増がわずかにとどまることを踏まえ、その財源として全額国庫である「子ども・子育て支援臨時交付金」が交付され、2020年度以降の地方負担については、地方交付税措置により個々の地方自治体において必要となる財源が確保されることとされた。
- 無償化に伴う保育需要の増大について、全国の自治体が懸念していることから、国と地方の協議の場(2020年12月14日開催)において、地方六団体から「これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講ずること」との要請が国へ行われている。
- 2020年12月21日、国において「新子育て安心プラン」が公表され、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、2021年度から2024年度までの4年間で、女性就業率82%にも対応できる約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、魅力向上を通じた保育士の確保等を推進することとされた。

- 保育人材の確保については、これまでも、資格取得支援や再就職支援、事務負担の軽減等が行われているが、依然として保育士の有効求人倍率は全職種平均より高い水準（2021年4月時点全国数値 保育士2.04倍、全職種1.04倍）（厚生労働省「職業安定業務統計」）で推移しており、保育人材の確保が困難な状況が続いている。
- 保育士の処遇改善については、2013年度以降、段階的な処遇改善が行われた結果、2021年度までに約13%と最大4万円の処遇改善が行われ、実際の保育士の年収も2013年から2020年までで310万円から375万円と65万円増加した。しかし、2020年の全産業と保育士の賃金月額を比較すると、依然として差（賃金月額の差：男女計9.4万円、女性0.7万円）があり、人材確保の障害となっている。
- 子ども・子育て支援新制度の実施に係る財源については、子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（2012年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）において、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に資するためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において財源の確保に最大限努力するものとする」とされている。
- 全国的に年度当初よりも年度途中で待機児童が増加しており、本県では2009年度から、低年齢児の途中入所に対応するため、市町村が民間保育所に対し、配置基準を超えて保育士を配置する場合に要する経費を補助している。

（ 参 考 ）

◇ 待機児童数の推移（各年4月1日現在）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
全 国	26,081人	19,895人	16,772人	12,439人	5,634人
愛知県	185人	238人	258人	155人	174人

◇ 低年齢児の年度途中入所に対する愛知県の単独施策

区 分	低年齢児途中入所円滑化事業費
対 象 事 業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置する事業
補 助 要 件	低年齢児が年度途中で3人以上入所した民間保育所
補 助 先	市町村（名古屋市及び中核市を除く）
補 助 率	県1/2（市町村1/2）
補 助 基 準 額	担当保育士1人あたり 460,000円/年
予 算 額（2021年）	46,000千円

2 2 児童虐待防止対策の充実について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童虐待防止対策の強化のため、配置が必要な児童相談所の児童福祉司・児童心理司等や市町村の専門職員の確保及び人材育成に対して、適切に財政措置を講じること。特に人材育成について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職員の増員を図っているため、国においても義務化されている児童福祉司等の研修を確実に受けられるよう研修機会の拡充をすること。また、一時保護所職員の配置基準について、独自の基準を政令により定め、そのために必要な財政措置を講じること。
- (2) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
 - ・ 乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け、職員配置の充実、人材育成及び施設整備に対して、必要な財源を確保すること。
 - ・ 里親のリクルートから支援まで一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関による包括的な支援体制を確立し、安定した運営ができるよう、人材育成や運営に対して、必要な財源を確保すること。
 - ・ ファミリーホームの設置促進を図るため、法人が設置する場合には措置費を定員払いとするとともに、個人が設置する場合については定員払いの期間を延長すること。
- (3) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

- 改正児童福祉法（2016年5月27日成立）において、児童相談所における児童心理司、スーパーバイザー、弁護士等の配置、市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職員の配置の義務化や支援拠点の整備に努めることとされた。
- また、国は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（2018年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」をとりまとめた。この対策のうち、緊急的に講ずる対策として、児童福祉司（里親養育支援や市町村支援のための児童福祉司を含む）を約2,000人増員するなど更なる体制強化を盛り込む「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（2018年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）」に基づき、現在、専門職員の増員を図っている。こうして増員した児童相談所及び市町村の専門職員の資質向上のための研修等の充実及び専門職員の確保に向けて必要な財政措置（地方交付税算定基礎等）を引き続き講じる必要がある。

- 児童福祉司スーパーバイザー研修などの義務研修については、子どもの虹情報研修センターや西日本子ども研修センターあかしが研修を実施しているが、今後も専門職員の増員が見込まれることから、義務研修対象職員が確実に研修を受講できるよう受講定員枠の拡大など研修機会の確保をしていく必要がある。
- 一時保護所職員の配置基準は、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を準ずることとされているが、一時保護入所児童は、様々な事情を抱えており、個々の児童の特性に配慮した処遇を図る必要があることから、一時保護所独自の職員配置基準が必要である。
- 国の「新しい社会的養育ビジョン（2017年8月）」において、乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が求められており、これらを実現していくためには、職員配置の充実や専門性の強化、施設整備が必要不可欠である。
- 里親委託率の大幅な向上に向けては、国が示すフォスタリング機関（里親のリクルート、研修、子どもと里親家庭のマッチング及び里親養育への支援に到るまでの一連の業務を包括的に実施する機関）の安定した運営の確保、里親登録者数の拡大や里親の質の向上を図り、委託される児童の安心安全な生活を保障していく必要がある。
- 法人型ファミリーホームは、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。また、自営型ファミリーホームについては、定員に達するまで相当期間必要なことから、定員払いの期間を現行の6か月から1年程度まで延長する必要がある。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多く、負担金の減免を検討する必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 専門職員の配置根拠（2021年4月1日現在）

	児童福祉司	児童心理司	保健師等	市町村の専門職員
配置根拠	児童福祉法第13条 (義務規定)	児童福祉法第12条 の3第6項第1号 (義務規定)	児童福祉法第12 条の3第6項第2 号 (義務規定)	児童福祉法第10 条の2及び25条 の2第6項 (義務規定)
政令等による 配置基準 (地方交付税措置)	・3万人に1人以上+ 業務量に応じ上乗せ ・市町村支援児童福祉司 ・里親養育支援児童福祉司 (人口170万人当たり70人)	児童福祉司(市町村支 援児童福祉司及び里親 養育支援児童福祉司を 除く。)2人につき1 人以上 (人口170万人当たり29人)	医師又は保健師を 1人以上 (人口170万人当たり3人)	・子ども家庭総合支援拠点職員 (人口10万人当たり1人) ・要対協調整機関調整担当者 (人口10万人当たり1人)

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

2021年3月1日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所(委託)児童数	849人	79人	202人	1,130人
割合	75.1%	7.0%	17.9%	100%

2 3 地域における医療提供体制の確保について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

(1) 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、引き続き医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医師の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。特に、地域枠については、恒久定員内での設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分確保されるまで医学部臨時定員増を延長できるようにすること。

なお、医師の働き方改革については、医師の健康確保と地域医療の両立が図られるよう、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、制度設計にあたっては、都道府県と十分に協議し、必要な支援を行うこと。

(2) 2018年度から開始された新たな専門医制度については、これまで必要に応じて運用の見直し等が行われてきたが、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証するとともに、今後、専攻医募集に関する運用の見直しを行うこととなった際には、都道府県の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼさないよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

(3) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分については、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めることとし、さらに、都道府県において各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとするなどの見直しを図ること。

(4) 地域医療構想区域における医療提供体制の確保の観点から、「再編・ネットワーク化」に係る整備に対する国の財政的な支援の延長を図ること。

(背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題は、依然として全国的に大きな課題となっている。この医師不足の原因としては、2004年4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下、夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働、女性医師の増加に伴う出産・育児等による離職、医療に係る紛争の増加に対する懸念といった問題が指摘されている。

- 「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、本県の人口10万人当たり届出医師数は224.1人と全国平均258.8人をかなり下回っている。国が示した医師偏在指標による本県の順位は全国27位で、医師少数でも多数でもない都道府県となっているが、県内の約2割の病院が医師不足により何らかの診療制限を行っている状況を踏まえると、医師が充足しているとは言えず、今後も医学部臨時定員増による地域枠を設置し、医師を養成していく必要がある。
- 国が示した医師偏在指標による本県の順位は全国27位で、医師少数でも多数でもない都道府県となっており、人口10万人当たり届出医師数の全国順位(37位)とは乖離があるため、本県の現状が十分反映された指標になっているとはいえない。
- 2018年度から研修が開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度としていくことが必要である。
特に、専攻医(研修を受ける者)の募集定員に係る上限設定の方法については、5都府県に一律に上限を課す方法から都道府県・診療科ごとの専攻医数の多寡を踏まえたものに見直されたが、今後、制度を見直す際には地域の実情等を十分に踏まえた上で、地域医療に影響を与えないよう検討を進めることが必要である。
- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金が、2014年度から各都道府県に設置され、医療分は2014年度から、介護分は2015年度から対象とされている。
- 医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、病床機能再編支援、在宅医療の推進、医療従事者の確保、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備は不可欠であるが、令和3年度国予算では基金(医療分)が15億円減額されているため、2022年度の事業実施に向けては、基金の十分な財源を確保していく必要がある。
また、2017年度に「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」が改正され、事業の区分間での額の調整ができないこととされたが、地域の実情に応じた効果的な事業実施のために、基金の柔軟な活用を認める仕組みが必要である。
- 基金(介護分)の介護施設等の整備に関する事業については、第8期介護保険事業(支援)計画に基づき実施するものであるが、2022年度は3年計画の2年目にあたり多くの整備が見込まれており、計画の適切な実施のためには地域医療介護総合確保基金による支援が不可欠であるため、十分な財源を確保していく必要がある。
- 地域医療構想では、県内11の構想区域において、病床機能の分化・連携などに関する協議を重ね、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた取組を行っている。
2019年9月に厚生労働省は、公立・公的病院の診療実績分析を基に、全国424病院(後に436病院に修正)について「再編統合について特に議論が必要」とする結果をまとめ公表した。本県でも12病院が対象とされているが、公表された病院に限らず、将来を見据えた医療提供体制については、今後とも、地域医療構想調整会議で議論していく。
公立病院の「再編・ネットワーク化」に係る整備には、国の財政支援として、普通交付税措置が通常より手厚い「病院事業債(特別分)」の地方債借入が認められているところであるが、「病院事業債(特別分)」は2021年度までの時限的措置とされている。
引き続き、公立病院の「再編・ネットワーク化」を進めるためには、手厚い交付税措置の継続が必要である。

2 4 国民健康保険の基盤強化について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 制度改革後の運営の在り方の見直し及び将来にわたる具体的な国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行い、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策についても、実施に向けて検討すること。このうち、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置について、地方の自主的な取組を阻害しているので、小学生以上の子どもや障害者などを対象とする医療費助成についても廃止すること。

(背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。
- このため、2018年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年3,400億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要である。
- 特に、高額な治療薬の保険適用等による医療費の増加は、国保財政をさらに悪化させており、保険料の上昇や公費負担の増加が懸念される場所である。
- また、子ども医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」における議論のとりまとめ（2015年2月）では、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しや子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置の導入といった地方からの提案についても、引き続き議論していくこととされている。

- このうち、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しについては、2018年度から未就学児を対象とする医療費助成の当該調整措置が廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない。
- また、子どもに係る保険料(均等割)の軽減措置の導入については、2022年度から未就学児分を5割軽減し、その費用を国と地方の折半で補填する予定とされた。

(参 考)

◇ 市町村国保の運営状況

(2019年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74歳被保険者の割合	43.8%	43.4%	7.8%	3.4%
	無職者の割合	44.8%	43.0%	—	—
	年間所得200万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総額割合)	80.7%	67.9%	12.5%	5.1%
	一人当たり医療給付費	37.9万円	34.5万円	18.6万円	16.4万円
	保険料負担率	10.3%	9.2%	7.5%	5.8%
財 政	保険料収納率	92.92%	94.66%	—	—
	一般会計からの法定外繰入(決算補填)	1,096億円	53億円	—	—
	前年度繰上充用	214億円	8億円	—	—

◇ 国民健康保険の見直しのポイント

1. 公費拡充等による財政基盤の強化

○ 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。

I. 2015年度から保険者支援制度を拡充(約1,700億円)

II. 2018年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保

2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)

○ 2018年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

○ 都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

- ・ 統一的な国保の運営方針の策定
- ・ 市町村ごとの納付金の額の決定
- ・ 標準保険料率の算定・公表
- ・ 保険給付に要した費用の市町村への支払い 等

○ 市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行う。

25 障害のある人の地域生活を支える体制の整備について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 障害者の地域生活移行を進めるための住まいの場となるグループホームや生活介護などの日中活動系サービス、地域障害児支援体制の中核を担う児童発達支援センターの計画的な整備に係る財政措置を当初予算において適切に講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、都道府県や市町村が必要な事業を確実に実施できるよう、地方に超過負担が生じない十分な財源措置を講じること。

(背景)

- 都道府県・市町村においては、国の定める「基本指針」に沿った障害福祉計画及び障害児福祉計画を昨年度策定したところであるが、基本指針に沿った成果目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいくためには、障害のある方に対する支援の提供体制の計画的な整備が求められる。
- 国の社会福祉施設等施設整備費補助金の令和3(2021)年度当初予算額は大幅に減少している。本県の計画達成に必要な地域のニーズに対応していくためには、来年度当初予算においても今年度以上の予算措置が必要である。
- このため、国庫補助の実施にあたっては、引き続き、当初予算において基盤整備を確実に行うための必要な財源を確保するとともに、必要に応じて補正予算措置をすることにより、協議のあるものについて全て採択することが望ましい。
- 特に、障害のある人の地域生活の場として中心的な役割を担うグループホームや日中活動系サービスは、地域生活支援拠点等の必要な機能のさらなる強化・充実を図るうえでも、着実な整備を進めていく必要がある。また、在宅の重症心身障害児や医療的ケア児に対し、身近な地域で療育指導や集団生活への適応訓練を行う児童発達支援センターの整備も重要である。
- 一方、障害者総合支援法に基づき、県や市町村が実施する「地域生活支援事業」については、国は1/2を補助することとしているが、実際に交付される補助金は予算の範囲内とされ、毎年補助所要額を大きく下回っており、事業を安定的に実施していくために、十分な財源措置を講じる必要がある。

(参 考)

◇ 国の社会福祉施設等施設整備費補助金予算の状況 (補正予算等には復興特別予算等を含む)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算	71億円	72億円	195億円	174億円	48億円
補正予算等	80億円	50億円	83億円	52億円	—
合 計	151億円	122億円	278億円	226億円	48億円
当初予算における 本県協議額	197,332千円	361,743千円	364,738千円	663,877千円	690,680千円
協議額に対する 採択率(当初ベース)	76.6%	39.7%	100%	100%	60.5%

◇ 本県のグループホーム整備計画 (単位：人/月)

2019年度 (2020年3月実績)	第6期障害福祉計画		
	2021年度	2022年度	2023年度
6,077	7,002	7,581	8,208

◇ 本県の児童発達支援センター整備状況 (2021年4月1日現在)

圏域	名古屋・ 尾張中部	海部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 半島	西三河 北部	西三河 南部東	西三河 南部西	東三河 北部	東三河 南部	計
設置	1	—	3	1	4	5	2	2	4	—	4	26
未設置	3	7	3	1	3	5	0	0	2	4	0	28

◇ 地域生活支援事業の財源措置状況 (金額：千円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国予算額	48,760,885	49,314,351	49,486,221	50,542,124	51,653,818
国交付額 ①	2,850,385	2,892,748	2,883,248	2,928,451	—
本来国庫補助 所要額②	4,878,988	4,886,549	5,004,382	4,817,697	—
交付率(①/②)	58.42%	59.20%	57.62%	60.79%	—

※ 2017年度から地域生活支援促進事業分を含む。

26 特別支援教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 大規模改造やトイレ改修など、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。
また、学校施設環境改善交付金については、計画に沿って事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (2) 幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育を推進するため、通級指導教室担当教員を始め特別支援教育支援員、看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、教員の養成、研修並びに教育的支援方法の研究に対する財政措置の充実を図ること。

(背景)

- 特別支援学校においては、障害の特性上、校舎等の大規模改造や、洋式化を始めとしたトイレ環境の改善などの教育環境の整備が強く求められている。
- 特別支援学校の施設整備費については国庫負担金・交付金制度が措置されているが、2021年度当初予算では補助単価について引上げ（4.6%）がなされたものの、実際の施工単価とはまだ乖離があることから、さらなる引上げを図るなど、財政措置の充実が必要である。また、学校施設環境改善交付金については、臨時・特例の措置として国土強靱化関連予算が増額されているが、その他の予算は例年の規模となっており、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めていくためには、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 幼稚園、小中学校、高等学校においても障害のある幼児児童生徒への教育的支援は重要であり、学校現場が抱える複雑、困難な課題に対応するためには、通級による指導教員を始めとした教員の配置や特別支援教育支援員、看護師の配置など人的措置の充実が必要である。また、施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業（障害児等対策）は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育の推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- 切れ目ない支援体制整備充実事業（看護師、外部専門家の配置）においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。
- 専門的な知識・技能を有する教員の養成や、幼稚園、小中学校、高等学校における全ての教員の専門性を向上させるための研修並びに支援・指導方法についての研究など、適切な教育的支援及び支援体制の整備に必要な措置を充実させることが必要である。

(参 考)

◇知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



◇知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名	対 応	
愛知県立	一宮東特別支援学校 佐織特別支援学校	2014年 いなざわ特別支援学校開校
	豊川特別支援学校	2015年 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
	半田特別支援学校	2018年 大府もちのき特別支援学校開校
	春日台特別支援学校	2019年 瀬戸つばき特別支援学校開校
	みあい特別支援学校	2020年 増築校舎供用開始
	安城特別支援学校	2022年 にしお特別支援学校開校予定
	三好特別支援学校	豊田市内への特別支援学校設置を検討
名古屋市立南養護学校	2015年 名古屋市立南養護分校開校（県から財政支援）	
名古屋市立守山養護学校	2021年 増築校舎供用開始（県から財政支援）	

◇特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

2021年度建築単価（文部科学省） 199,000円/㎡
 本県にしお特別支援学校施工単価 約458,000円/㎡

◇小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）

- ・特別支援学級在籍児童生徒数
2019：12,527人 ⇒ 2020：13,352人 ⇒ 2021：14,471人
- ・通級による指導対象者
2019：6,446人 ⇒ 2020：6,996人 ⇒ 2021：7,677人

◇小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

- ・小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数（名古屋市を除く）
2019：1,339人 ⇒ 2020：1,458人 ⇒ 2021：1,496人

◇小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数（名古屋市を除く）

2017：45人 ⇒ 2018：49人 ⇒ 2019：57人

◇小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

全体の約6.5%（文部科学省の調査結果に基づく推定値）

◇高等学校における発達障害等困難のある生徒の割合

全体の約2%（文部科学省の分析・推計に基づく推定値）

2 7 就業支援・職業能力開発等の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、厚生労働省、法務省、経済産業省、文部科学省、総務省)

【内容】

- (1) 中小企業におけるテレワークの導入と定着を図るため、助成金や相談支援の更なる充実など、積極的な支援に取り組むこと。
- (2) 障害者の法定雇用率が2021年3月1日から2.3%に上げられたことを踏まえ、地域の障害者雇用支援の実態に即した障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者の配置基準を見直すなど、更なる障害者雇用支援策の充実を図ること。
- (3) 就職氷河期世代の活躍支援については、就職氷河期世代の活躍を促進する社会気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりや生活困窮者への支援を、国が責任を持って取り組むこと。
- (4) 技能五輪国際大会の招致実現に向けた取組を進めること。更に、国際大会で活躍できる日本人選手の強化に向けた取組を充実するとともに、技能尊重機運の醸成のため、特に若手技能者育成のための支援が後退することのないよう必要な財政措置を講ずること。
- (5) 外国人技能実習制度については、制度の趣旨に即して確実に技能習得できるよう技能実習計画や受入体制の審査を適切に行うとともに、技能実習生の技能検定合格率を高めるため、各企業等における教育訓練を充実させるよう指導すること。

(背景)

- ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい働き方であり、ワーク・ライフ・バランスの推進や、人材確保などを通じた企業の持続的発展にもつながることから、テレワークの円滑な導入及び定着を強力に進めていくことが重要である。
- 県の障害者雇用状況について、2020年6月1日時点での実雇用率は過去最高の2.08%となっているが、法定雇用率2.3%に達していない状況であり、法定雇用率を達成している企業も47.2%に留まっている。

人口が多く企業が集積している名古屋圏域を始めとして、本県においては、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者が不足している状況にあり、地域の障害者雇用支援の実態に即した人員の配置が必要である。

- 2021年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021（骨太の方針）」において、2020年度から2022年度までの集中的な取組により正規雇用者を30万人増やすとの目標の実現を目指し、就労や社会参加を強力に支援するとされている。

新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が厳しい状況にあるため、引き続き、地域社会の声を反映した、真に実効性のある就職氷河期世代の活躍支援策を講じていく必要がある。

- 本県は、製造品出荷額等が43年連続全国一のモノづくり県であり、技能検定合格者の数も全国一である。日本一の技能王国である愛知県が技能を尊重するムーブメント、運動の先頭に立って引っ張っていくことが必要である。

技能五輪国際大会を本県に招致することにより、技能を尊重する気運をさらに醸成し、本県の産業人材の育成を図るとともに、モノづくりで日本をリードする「産業首都あいち」を世界にアピールする。

大会の招致を実現した場合、大会を盛り上げ、成功に導くには、選手が技能・技術を最大限発揮できる競技環境を用意するだけでなく、日本人選手が金メダルを獲得するなど活躍することが必要であるが、前回（2019年）のロシア大会では、金メダルを獲得できた選手は、本県からの出場者1名を含め、わずか2名であった。

技能検定制度は、計画的なキャリア形成、人材の確保・育成を図る上で重要な役割を果たしており、本県の技能検定受検者数は、全国で一番多い15,548人（うち高校生は1,578人）（2019年度）である。現在35歳未満の受検手数料については、軽減措置が図られているが、若者の技能離れを防ぐため、本措置の水準の維持は不可欠である。

- 本県に在留する外国人技能実習生の数は、全国で一番多い44,268人（2020年10月末現在）であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国制限により技能実習生の受入が困難となっている中にもあっても、前年度よりも増加している。しかし、依然として受入企業と監理団体における労働基準法令等の違反事例は多いため、適切な審査が必要である。また、技能検定合格率が低い状況であり、適切な技能習得が行われるよう受入企業に対する指導が必要である。

28 外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

(財務省、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

【内容】

特定産業分野

- (1) 「特定技能」における特定産業分野については、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を踏まえて、中長期的に人手不足の深刻化が見込まれる特定の製造業などを柔軟に追加すること。

多文化共生社会を支える環境の整備

- (2) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、国と地方自治体の役割を明確にし、外国人を受け入れる地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、今後も拡充を図ること。
- (3) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育及び生活支援などに、国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体が行う取組に対し、継続的かつ十分な財政措置を講じるとともに、その要件や手続き等については、地方自治体が活用しやすいものとする。
- (4) 在留外国人を対象とした就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること。また、外国人材を受け入れる企業等に対し、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進の取組を引き続き進めること。
- (5) 医療言語人材（通訳者）の育成や活用方法については、各地域で運営する既存の仕組みに配慮したものとする。また、医療通訳者派遣等の実施主体である地方自治体に対する財政措置や、通訳料の保険適用による負担軽減などの措置を講じること。これらの取組等により、外国人が安心して医療・保健・福祉サービスを受けられることができる環境整備を図ること。

外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (6) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを国が構築すること。また、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (7) 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール（就学前の日本語の初期指導や学校生活の適応指導）の取組を促進すること。また、国指針において「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき」と

された事項について、財政措置の拡充を図ること。

- (8) 義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。また、日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。
- (9) 学習支援、生活適応支援の充実のため、地方自治体だけに任せることなく、国が責任を持って、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実、当該人材に係る登録制度の構築、日本語初期指導教室の運営等に対する財政措置の拡充を図ること。

(背景)

- 2019年4月から導入された新たな在留資格「特定技能」の制度は、今後の我が国の発展にとって、大きな意義を持つ。そのため、「特定技能」に関し、それぞれの地域の実状等を踏まえ、中長期的に人手不足の深刻化が見込まれる産業（「輸送用機械器具製造業」、「プラスチック製品製造業」、「印刷・同関連業」）を特定産業分野として柔軟に追加する必要がある。
- 新たに受け入れた多くの外国人材は、労働者としてだけでなく、生活者として地域に定着していくこととなり、地域社会に非常に大きなインパクトを与えることから、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一層の拡充、地方自治体の取組に対する十分な財政措置などが重要となる。
- 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が安心して働き、自立した生活を送るための様々な支援や、2019年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づく日本語教育の実施など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組む必要がある。

[参考]

	全 国	愛知県	ブラジル	中国	ベトナム	その他
2019年	2,933,137	281,153 [2]	62,508 [1]	50,963 [6]	41,238 [1]	126,444
2020年	2,887,116	273,784 [2]	60,181 [1]	48,090 [6]	43,504 [1]	122,009

本県の外国人児童生徒への日本語教育の状況等

○日本語指導が必要な外国人児童生徒数 [上位3都県 (2018年5月1日現在)]

単位：人

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校等	合 計
1 愛知県	6,146	2,462	0	492	9,100
2 神奈川県	2,845	964	5	639	4,453
3 東京都	1,857	1,027	27	734	3,645
全 国	26,316	10,260	184	3,995	40,755

※日本語教育適応学級担当教員の配置数 653人 (愛知県：2021年度)